

# 茨城県におけるスクールソーシャルワーカーの配置の現状と活用の課題

発表者 笹崎 美公  
指導教員 上地 勝

キーワード：スクールソーシャルワーカー(SSW)、茨城県、配置形態

## 1. 緒言

文部省(当時)は、いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることを背景に、1995年にスクールカウンセラーの配置を開始した。しかし、児童生徒の問題行動等の背景として、家族や学校、友人、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境が複雑に絡み合うことが指摘され、特に、学校だけでは解決困難なケースについては、積極的に関係機関等と連携した対応が求められるようになった。このような生徒指導上の課題に対応するため、文部科学省は、2008年にスクールソーシャルワーカー(以下、SSW)活用事業を開始した<sup>1)</sup>。調査研究事業として国が全額負担したこの事業を利用して、46の都道府県がSSWを導入した<sup>2)</sup>。しかし、翌年には、予算が削減されたことを受け、事業を中止、縮小する自治体が出た。また、既に先駆的にスクールソーシャルワーク(以下、SSワーク)に取り組んでいる自治体もあった。これらのことから現在、SSワークの取り組みは、各自治体によって様々である<sup>3)</sup>。茨城県でも、県教育委員会が2011年からSSW活用事業(以下、県SSW活用事業)を開始し、2019年度には26名のSSWを茨城県内の市町村立学校、県立学校等に派遣している<sup>4)</sup>。また、結城市のように、市町村教育委員会が独自にSSWを派遣・活用している市町村も存在する。しかし、全ての市町村の取り組みの有無はわからず、県全体の配置の実態は明らかでない。また、他県のSSW活用の課題についての論文は存在するものの、茨城県のSSW活用の課題を明らかにした研究はない。そこで本研究では、茨城県のSSWの配置の実態と活用の課題を明らかにすることを目的とした。

## 2. 研究1

### 2-1 調査対象

茨城県内の全44市町村を対象とした。

### 2-2 調査方法

市町村教育委員会学校教育課の担当者に対し、電話によるインタビュー調査を実施した。

### 2-3 調査内容

内容として、(1)市町村教育委員会でのSSワークの取り組みの有無、(2)SSWの人数、(3)開始年度、(4)配置形態、(5)保有資格等、を設定した。

### 2-4 結果

独自にSSワークの取り組みを行っている市町村について、SSWの人数、SSW一人当たりの公立小中学校数、開始年度、配置形態、保有資格等を表1に示した。茨城県内の全44市町村中、独自の取り組みを行っている市町村は、17市町村であった。そのうち14市町村は、市町村独自にSSWを雇用していた。それ以外の3市町村は、県SSW活用事業で各市町村に派遣されるSSWに、市町村の予算

を使い、追加で派遣を要請していた。また、独自の取り組みを行っている市町村でも県SSW活用事業を利用している場合があるとともに、独自の取り組みのない27市町村のうち、少なくとも21市町村が県SSW活用事業を利用していた。SSW一人当たりの公立小中学校数が少ないのは、利根町(4)、小美玉市(5)、笠間市(5.3)、神栖市(5.5)であった。開始年度は、2015年度以降が13市町村であり、最近になってSSワークの取り組みを開始した市町村が多かった。配置形態は、半数以上の10市町村が、派遣方式であった。保有資格で最も多かったのは社会福祉士であり、これは、県SSW活用事業のSSWと同様であった。

表1 市町村独自のSSワークの取り組み

市町村	SSW	学校/SSW	開始年度	配置形態	資格
北茨城市*1	—	—	~2015	派遣	社会福祉士
日立市	1	41	2019	派遣	*2
大子町	1	10	2019	拠点校	社会福祉士、教員免許の両方
城里町	1	7	2017	拠点校	*2
那珂市	1	14	2020	派遣	地域の教育や福祉に詳しい人材
笠間市	3	5.3	2016	巡回	*2
ひたちなか市	3	9.7	2017	派遣	社会福祉士
小美玉市	3	5	2011	派遣	社会福祉士、カウンセラー等
鉾田市*1	—	—	2010~15	派遣	社会福祉士等
行方市*1	—	—	2017	派遣	社会福祉士
神栖市	4	5.5	2017	拠点校	社会福祉士または教員経験者
結城市	2	6	2000	派遣	教員経験者
下妻市	1	12	2015	派遣	公認心理師
取手市	1	20	2018	派遣	*2
牛久市	1	13	2018	派遣	*2
阿見町	1	10	2018	派遣	*2
利根町	1	4	2016	派遣	社会福祉士

\*1 県SSW活用事業のSSWに、市町村の予算を使い、追加で派遣を要請しているため、独自にSSWを雇用していない市町村。

\*2 設置要綱は定められているが、保有資格は不明。

## 3. 研究2

### 3-1 調査対象

県SSW活用事業を利用したことがある、水戸市内の中学校の校長1名を対象とした。

### 3-2 調査方法

協力者には、研究目的、方法、個人情報保護などについて説明し、同意を得たうえで半構造化面接を行った。所要時間は36分であった。

### 3-3 調査内容

内容として、(1)SSWの活用経験、(2)SSWの普及の現状についての認識、(3)SSWを活用するうえでの課題、(4)茨城県のSSWの制度をどう感じている

か、望むこと、の4点を設定した。

### 3-4 分析

得られたデータは録音をもとに逐語化し、SCAT法を用いて分析した。逐語化したデータを意味のまとまりごとに切片化、コーディングをした後、ストーリーラインを作成し、理論記述を行った。

### 3-5 結果

ストーリーラインから、「活用するときの状況」、「活用促進」、「配置形態」、「問題解決に必要な条件」についての理論記述が得られた。それらを3つの課題に整理した。

一つ目は、SSWを活用したことがなく、効果に疑問を抱く教員に対して、研修会などで成果を例示し、理解を深め、活用を促進することである。これは、SSWを活用しその効果を実感することが、SSWの需要増加につながるためである。特に、SSW活用の提案は、直接児童生徒と関わる担任や、生徒指導主事からされることが多く、その他、特別支援コーディネーターや不登校加配の教員などの役割も大きいと、これらの教員への理解を深める必要がある。

二つ目は、現在、県SSW活用事業が採用している配置形態(派遣方式)を変更することである。現状では、SSWと学校との情報交換の際、担当者に負担がかかり、要請を躊躇する要因となっている。そのため、気軽な相談ではなく解決困難で重大な事態にしか活用できない状況にある。

三つ目は、SSWの性別などの属性や得意分野と、支援対象者のニーズが一致すること、SSWが一定期間同じ地域で継続的勤務をすることである。これらは問題解決において必要な条件である。この中学校ではSSWの人材不足による影響で、昨年は、一年間という短期間でSSWが交代してしまった。

## 4. 考察

### 4-1 茨城県におけるSSWの配置の現状

茨城県と関東地方の他の6都県のSSW活用事業を比較した。人口に対するSSWの人数は東京都、埼玉県、神奈川県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県の順であった。茨城県は下位であり、最も多い東京都とは2.5倍の差があり、SSWの人数から見ると、他都県に比べて普及が進んでいるとは言えない。また、茨城県はSSW全員が県教育委員会に配置されているのに対して、他の6都県は、教育事務所、市町村教育委員会、拠点校など、それぞれの地区ごとに配置されているという違いがあった。

他都県の市町村独自のSSワークの取り組みは調べていないが、研究2より、茨城県は17の市町村で独自にSSワークに取り組んでいることが明らかになった。県教育委員会の担当者によると、市町村独自のSSワークの取り組みを全て把握しているわけではないという。このため、茨城県では、県教育委員会と市町村教育委員会の連携不足により、県SSW活用事業と市町村独自の取り組みの二重の体制となっていると考えられる。

### 4-2 配置形態の変更

研究2の結果から、茨城県では、県SSW活用事

業の配置形態である派遣方式を変更する必要があると考える。具体的には、拠点校方式と巡回方式を合わせたような形が望ましい。中学校区ごとに拠点校となる学校にSSWを配置し、周辺校には週一回程度の頻度で定期的に巡回する。それによって、学校の教員とSSWが直接話す機会ができるので、派遣方式のデメリットであった、学校とSSWとの情報交換に係る負担が減少し、要請の躊躇が軽減される可能性がある。また、定期的にSSWが学校を巡回することで、教員がSSWに気軽に相談できるようになり、問題が深刻化する前に、SSWが児童生徒に関わることができるようになると考える。門田ら<sup>9)</sup>は、SSWが子どもたちの抱える状況に対して、学校・家庭・関係機関と協働して取り組む直接支援を担っていくためには、中学校区・拠点巡回型がよいと指摘している。

### 4-3 県と市町村の連携

配置形態の変更にはSSWの人材や予算の確保が課題となり、簡単にできることではない。したがって、まずは県教育委員会と市町村教育委員会が連携を深め、役割分担をすることで、二重の体制を改善する必要がある。例えば、埼玉県では、小中学校対応のSSWについて、県教育委員会が市町村教育委員会からの配置の希望を受けて、市町村教育委員会ごとに配置している。その結果、2019年度は県内全市町村にSSWの配置ができています。このように、県教育委員会が中心となり市町村教育委員会との役割分担を行い、県内のSSワークの体制を構築していくことが、配置形態変更のためにも第一に必要であると考えられる。

## 5. まとめ

本研究では、茨城県の市町村独自のSSワークの取り組みとSSW活用の課題を明らかにした。

- 1) 茨城県では44市町村中、17市町村で独自のSSワークに取り組んでいた。
- 2) 茨城県では、SSW活用に関して、3つの課題が明らかになった。
- 3) 県教育委員会と市町村教育委員会が連携を深め、役割分担を行い、SSワークの体制を構築する必要がある。

## 6. 文献

- 1) 文部科学省. スクールソーシャルワーカー実践活動事例集. 2008. 1章 (mext.go.jp) (2020年10月4日にアクセス)
- 2) 山野則子, 野田正人, 半羽利美佳: よくわかるスクールソーシャルワーク. ミネルヴァ書房. 2012. 44-45.
- 3) 高石啓人: スクールソーシャルワーカー法制度化をめぐる課題と展望. 早稲田大学大学院文学研究科紀要. 2017; 62: 852-838.
- 4) 文部科学省. 2019年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集. 2020. SSW実践活動事例集-都道府県 (mext.go.jp) (2020年12月13日にアクセス)
- 5) 門田光司, 奥村賢一: スクールソーシャルワーカーのしごと. 中央法規. 2009. 57-61.